



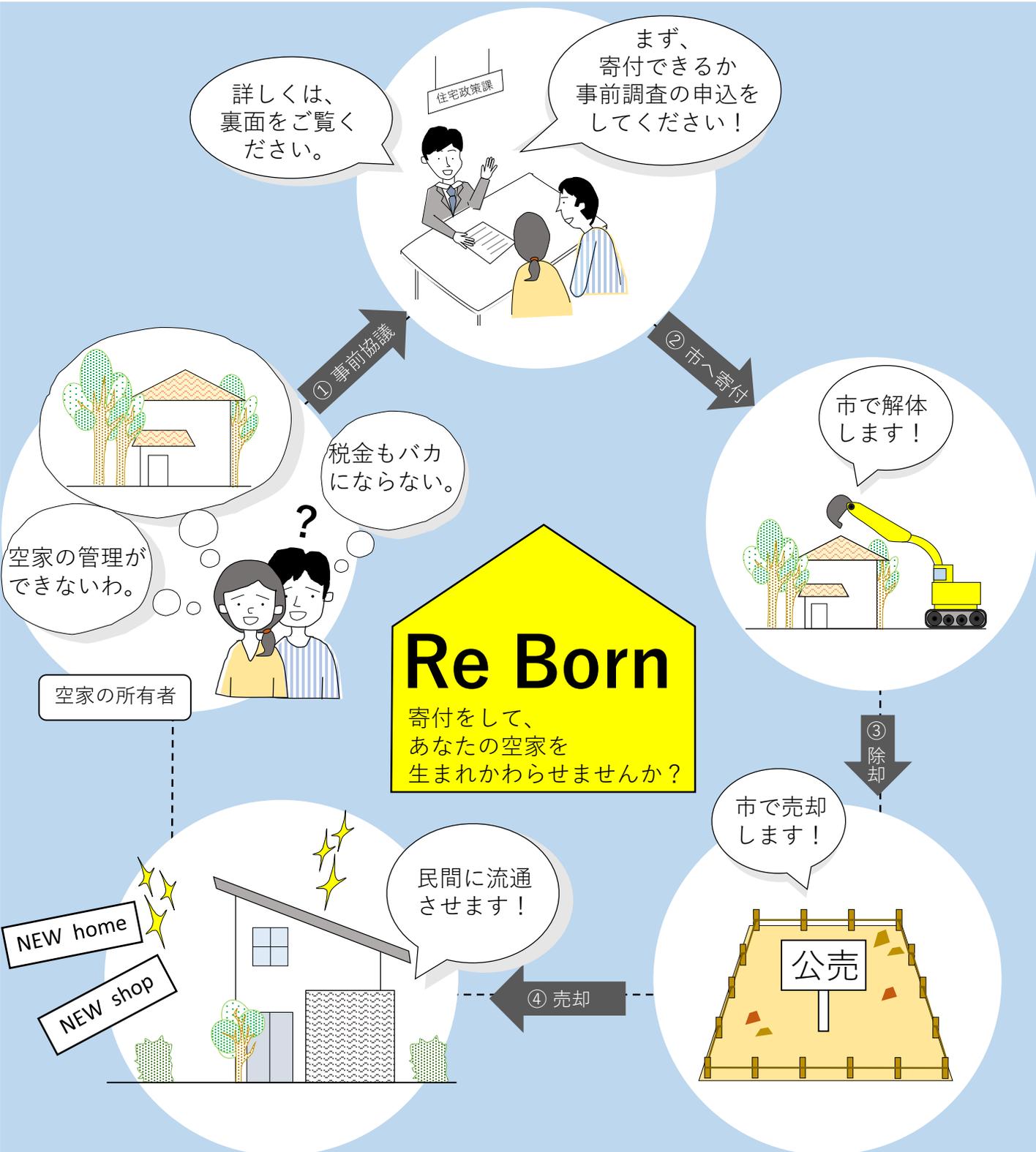
尼崎市に空家をお持ちのみなさま！！

市HP
QRコード

住んでいない・使っていない“空家”を

寄付

をしませんか？



問い合わせ先

尼崎市役所
住宅政策課
(市役所 北館5階)

☎ 06-6489-6608

月曜日～金曜日 9:00～17:30
※ 祝日を除く

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

E-mail: ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市HP: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>
ページ番号: 1021366



尼崎市空家 寄付

検索

尼崎市空家等寄付受け事業

尼崎市では、市内にある老朽した空家の所有者から空家及び当該空家の土地の寄付を受け入れ、寄付された空家等を本市が除却することで、老朽化した空家を減少させ、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与し、もって市民の安全安心かつ良好な街並みの形成に資することを目的とした尼崎市空家等寄付受け事業を行います。

◎要件に合えば、あなたの空家を寄付することができます。まずはご相談を！

空家寄付受け事業の概要



申請できる方

- ・ 本事業の申出を行う対象建物又は対象土地の所有者であること
- ・ 市税及び県税を滞納していないこと
- ・ 尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと



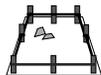
事業対象の要件

- ・ 対象建物と対象土地の所有者が異なる場合は、同時期に両方の寄付の申入れを行うものであること
- ・ 対象建物等が共有物である場合は、共有名義人全員の同意があること
- ・ 対象建物等について、地上権、地役権、質権、抵当権その他の権利による制限が存在しないこと



対象となる建物

- ・ 木造又は軽量鉄骨造であること
- ・ 特定空家等又は昭和56年5月31日以前に建築された住宅等で耐震改修工事を行っていない空家等であること
- ・ 長屋又は共同住宅の一部でないこと



対象となる土地

- ・ 狭小地でないこと
- ・ 不整形地でないこと
- ・ 都市計画法に規定する工業専用地域に存する土地でないこと
- ・ 斜面など、寄付後に災害防止等の措置が必要な土地でないこと
- ・ 隣接する土地との境界が確定されており、正確な面積を把握している土地であること
- ・ 建築基準法上の道路に有効に接している土地であること
- ・ 電気、上下水道のインフラを容易に利用できる土地であること
- ・ 隣地の所有物等が横断し、又は越境していない土地であること。



事業募集期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで（予算額に達し次第終了します。）

事業申出の流れ

申出者が提出

